

各 位

不動産投信発行者名

東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号
森ヒルズリート投資法人

代表者名

執行役員 鈴木 統一郎
(コード番号: 3234)

資産運用会社名

東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号
森ビル・インベストメントマネジメント株式会社

代表者名

代表取締役社長 森 寛

問合せ先

財務部長 中 村 修 次
TEL. 03-6406-9300(代表)

募集投資法人債を引き受ける者の募集に関する事項に係る決議に関するお知らせ

森ヒルズリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催の本投資法人役員会（以下「本役員会」といいます。）において、募集投資法人債を引き受ける者の募集に関する事項に係る決議を致しましたので、お知らせ致します。

記

決議の概要

- | | |
|---|---|
| 1. 募集投資法人債の種類 | 国内無担保投資法人債 |
| 2. 資金使途 | 特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項における意味を有する）の取得資金、借入金の返済資金、投資法人債（短期投資法人債を含む）の償還資金、敷金・保証金の返還資金、修繕等の支払資金、運転資金等に充当する |
| 3. 各募集に係る募集投資法人債の総額の上限の合計額 | 500 億円以内
ただし、1 回または複数回に分割して異なる条件および発行日に発行することができる |
| 4. 各募集投資法人債の金額 | 1 億円以上 |
| 5. 募集投資法人債の払込金額の総額の最低金額その他払込金額に関する事項の要綱 | 各募集投資法人債の金額 100 円につき 100 円 |
| 6. 募集投資法人債の利率の上限その他の利率に関する事項の要綱 | 固定金利の場合
償還期限と同じ残存年数を持つ円金利スワップレート＋1.0%（年率）以下
変動金利の場合
3 ヶ月もしくは 6 ヶ月円 LIBOR＋1.0%（年率）以下、ただし金利スワップ等の締結により利率を確定した場合には、固定金利の場合と同等もしくはそれより有利な利率とする |
| 7. 発行時期 | 平成 19 年 11 月 15 日から平成 20 年 3 月 14 日までの間 |
| 8. 担保保証 | 担保及び保証は付さず、また特に留保する資産はない |

9. 執行役員への一任

二以上の募集に係る募集投資法人債に関し、募集投資法人債を引き受ける者の募集の有無及び具体的な発行条件の決定並びにその他投資法人債に関する一切の事項の決定については、上記記載の条件その他の本役員会において決議された範囲において、本投資法人執行役員に一任する

本投資法人は、平成19年11月7日に投資法人債券にかかる発行登録書を提出しております。詳細につきましては、平成19年11月7日付「投資法人債の発行登録書提出に関するお知らせ」をご参照下さい。

以上

※本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※本投資法人のホームページアドレス：<http://www.mori-hills-reit.co.jp>